

追悼

水口俊典先生

(一財)都市農地活用支援センター常務理事 佐藤 啓二



令和元年7月11日に水口俊典先生がご逝去されました。享年77歳。ここに謹んで哀悼の意を表します。

水口先生は、昭和17年に神戸で生まれ、昭和40年東京大学工学部建築学科を卒業の後、(株)都市環境研究所に入社されています。

平成9年から芝浦工業大学システム工学部環境システム学科の教授として、土地利用計画、都市計画を中心に教育・研究に携わられましたが、平成19年3月に同大学の退職を機に当センターの非常勤理事に就任していただきました。

私も水口先生から数か月遅れて当センターの常勤理事となりましたので、先生が理事を退任される平成29年6月までの10年間、財団運営に関するご指導をいただきました。

平成25年4月、公益法人改革の下で、当センターは、調査研究能力を備えた一般財団法人という方向に大転換しましたが、自治体関係の役員が多数を占める中、長年、都市計画コンサルタント事務所を率いた経験に基づく先生の適切なアドバイスはこれから新しい道を踏み出そうとする当センターにとって大変貴重なものでありました。

当センターと先生との縁が更に深まったのは、平成27年の都市農業振興基本法制定など国の都市農地政策が大きく動き出した時期です。

先生は、それまでも、市民農園活動を趣味とされるなど、都市農地・農業に深い関心を寄せられており、「都市農地保全のまちづくりー市民農園体験を交えてー」(土地総合研究平成25年夏号)など、農地の市民的利用の拡大に向けた主張を展開されていましたが、基本法が現実のものとなり、都市農地活用が宅地化から農地保全に大きく転換する中、ご自身の専門分野である土地利用計画、都市計画のあり方と結びつけ、国の制度改革についての精力的な提言活動をスタートさせたのです。「都市農地に関する制度改革議論の動向と今後の課題」(都市問題平成27年6月号)など

先生の発案により、当センターも都市農業振興基本計画のパブリックコメントに参加することになり、平成28年2月に、所属する都市農地活用保全アドバイザーの意見を集約し、「都市農業振興基本計画(案)に関する意見・情報」を国に提出しました。

また、平成28年8月には、専門家の側から国への政策提言を更に進めることを目的として、日本都市計画家協会と連携し、先生を座長とする「生産緑地研究会」を設立、翌平成29年8月に『農』を活かすまちづくりのための制度改革の提言」を取りまとめ公表しました。

先生は、第1回から第17回までの研究会全てにご出席になり、議論をリードされました。後日、奥様よりお聞きしたところでは、急に容態が変わる前、7月9日の時点では翌日に予定されていた第18回の研究会にご出席なさるつもりだったとのことで、先生がこの生産緑地研究会に並々ならぬ情熱を注いでおられたことが伝わってきます。

その活動を基に、全国まちづくり会議でのセッション(平成29年10月全まち会議 in 横浜、平成30年全まち会議 in 福岡)にご出席いただき、当センターの情報誌「都市農地とまちづくり」にもたびたび論文を投稿していただきました。「都市農業振興基本法への期待と都市計画関連制度・税制改革の課題」(都市農地とまちづくり第70号)、『生産緑地研究会』のとりくみと都市農地制度改革の提言」(都市農地とまちづくり第72号)

研究会は18:30から20:30が予定時間ですが、21:00を過ぎるのが常で、その後、居酒屋に場所を移し、先生を囲み有志で1時間ほど談笑するのがお決まりのコースでした。

会議の場での先生の論調は、曖昧さを許さない大変緻密で論理的に組み立てられた「水口節」として有名で、私なども毎回やり込められたものですが、居酒屋になると、一転、場は和み、お互いの市民農園などでの作物の生育状況や畑の管理方法などについての情報交換で大いに盛り上がるのでした。

この両年、先生の政策提言に向けた活動は更に密度を高めた感があり、平成30年11月には、日本都市計画学会の都市計画法50年・100年シンポジウムで基調講演の大役を担い、「線引き制度の再構築を抜きにした『ポストモダン都市論』は根無し草—都市農地制度・総合的な土地利用制度との関係を踏まえて—」（プレゼンテーションスライドとして学会ホームページで公開）というタイトルで講演される中で、都市農地の保全を新しく発生した都市問題と捉え、これまでの都市計画制度の土台である線引き制度改革の必要性を指摘されました。

また、お亡くなりになる直前にまとめられた「都市農地の保全活用に関する新たな法制度の有効性と今後の課題」（都市問題令和元年8月号）は、これまでの提言活動の総まとめ・決定版というべきものでした。

この二つの論文等について脱稿まで幾度となく推敲を重ねられたプロセスは、生産緑地研究会のメンバーにもその都度メールで配信されており、特に、後者については、やっとこれを取りまとめる事が出来ホッとしたことが記されています。

さて、生産緑地法が改正され、特定生産緑地制度が創設されると共に、新たに生産緑地を対象とした都市農地貸借円滑化法が制定され、2022年問題に向けたオペレーションが本格化しようとしています。

それが一段落した時、いよいよ都市農地保全の第2幕がスタートすると思われれます。

私たちは、その時に向け、水口先生のあの「水口節」を思い出しながら、その主張・提言をしっかりと心に留め、更に発展・展開させて行かねばなりません。

先生が情熱を注がれた生産緑地研究会の活動を継続し、（一財）都市農地活用支援センターの活動を定着・深化させることに強く思いをいたし、先生へのお別れの言葉とします。

